

次期教育プランの策定について

1 法的根拠

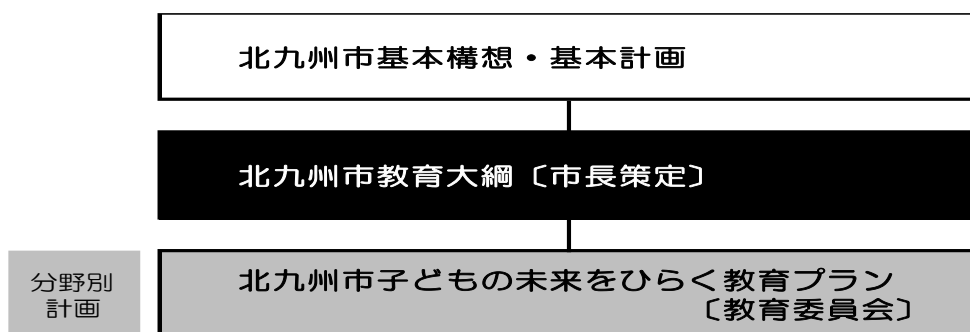
教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体が定める「教育振興基本計画」

(教育振興基本計画)

第十七条

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 プランの位置づけ



■北九州市教育大綱の内容に沿った計画

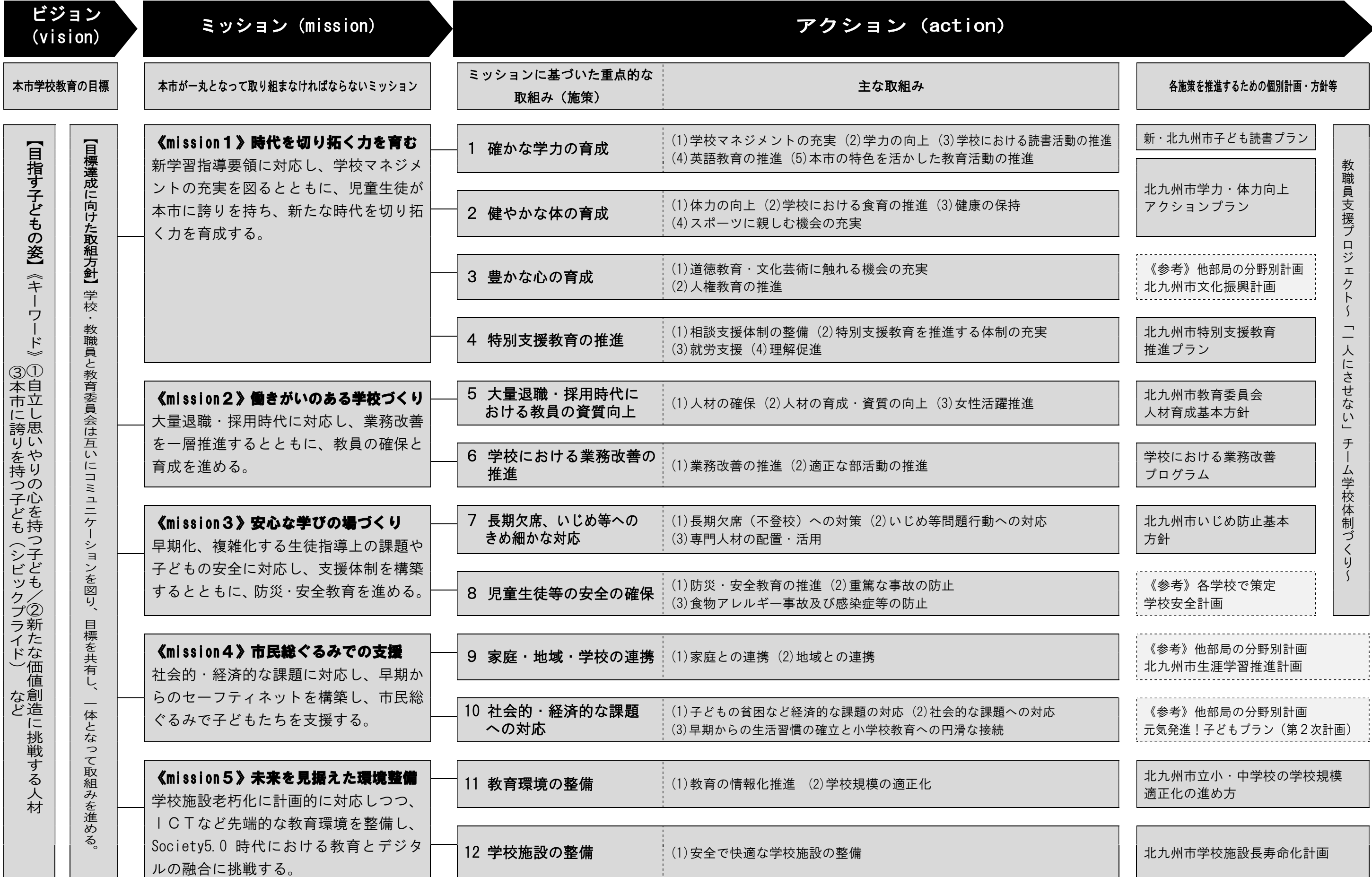
前大綱：平成27年11月策定 計画期間：平成27～30年度

3 スケジュール（案）

- ・ 6月 素案策定
- ・ 6月下旬～7月下旬 パブリックコメント
- ・ 8月 成案決定
- ・ 9月 議会報告

次期教育プラン施策体系図（案）

■ 対象分野 … 「子どもの学校教育」
 ■ 計画期間 … 令和元(2019)年度～令和5(2023)年度



教職員支援プロジェクト「二人にさせない」チーム学校体制づくり